

# ヨハン東京キリスト教会定款

요한동경기독교회정관

2022年05月22日(改定)

# 목 차

第 1 章總則 (총칙) . 5
第 1 条名称 (명칭) . 5
第 2 条事務所の所在地 (위치) . 5
第 3 条包括宗教団体 (포괄종교단체) . 5
第 4 条目的 (목적) . 5
第 5 条範圍 (범위) . 5
第 6 条公告の方法 (공고방법) . 6
第 2 章教会政治の原理 (교회정치의원리) . 6
第 7 条信仰告白 (신양고백) . 6
第 8 条教会の主權 (교회의주권) . 7
第 9 条福音的分業 (복음적분업) . 7
第 3 章教会員 (교인) . 7
第 10 条教会員の区分 (교인의구분) . 7
第 11 条教会員の權利 (교인의권리) . 8
第 12 条教会員の義務 (교인의의무) . 8
第 13 条教会員の資格喪失 (교인의자격상실) . 8
第 4 章教会役員 (교회의직분자) . 9
第 14 条区分 (구분) . 9
第 15 条恒常職 (항존직) . 9
第 16 条臨時職 (임시직) . 9
第 5 章牧師 (목사) . 9
第 1 節 牧師 (목사) . 9
第 17 条定義 (정의) . 9
第 18 条牧師の称号 (목사의칭호) . 10
第 2 節 担任牧師 (담임목사) . 10
第 19 条担任牧師の職務 (담임목사의직무) . 10
第 20 条担任牧師の招聘 (담임목사의청빙) . 10
第 21 条担任牧師の任期 (담임목사의임기) . 11

第 22 条担任牧師の辞任 (담임목사의사임)	. 11
第 23 条担任牧師の解任 (담임목사의해임)	. 12
第 24 条担任牧師の休職 (담임목사의 휴무)	. 12
第 3 節 副牧師 (부목사)	. 12
第 25 条副牧師の招聘、再任、解任 (부목사의청빙, 재임, 해임)	. 12
第 6 章長老、按手執事、勸師 (장로, 안수집사, 권사)	. 13
第 26 条長老の職務 (장로의직무)	. 13
第 27 条長老の資格 (장로의자격)	. 13
第 28 条長老の執務期間 (장로의시무연한)	. 13
第 29 条按手執事の職務 (안수집사의직무)	. 14
第 30 条按手執事の資格 (안수집사의자격)	. 14
第 31 条按手執事の執務期間 (안수집사의시무연한)	. 14
第 32 条勸師の職務 (권사의직무)	. 14
第 33 条勸師の資格 (권사의자격)	. 14
第 34 条勸師の執務機関 (권사의시무연한)	. 15
第 35 条長老、按手執事、勸師の選任と任職 (장로, 안수집사, 권사의선거및임직)	. 15
第 36 条長老、按手執事、勸師の辞任・解任 (장로, 안수집사, 권사의사임)	. 15
第 37 条長老、按手執事、勸師の辞任届処理 (장로, 안수집사, 권사의사임서처리)	. 16
第 38 条長老、按手執事、勸師の休職及び復職 (장로, 안수집사, 권사의휴무및복직)	. 16
第 7 章伝道師、宣教幹事、署理執事、事務職員 (전도사, 선교간사, 서리집사, 사무직원)	. 16
第 39 条伝道師、宣教幹事の任命 (전도사, 선교간사의임명)	. 16
第 40 条署理執事の職務、任命および辞任 (서리집사의직무및임명)	. 16
第 41 条職員 (직원)	. 17
第 8 章議決機関 (의결기구)	. 17
第 42 条議決機関の区分 (의결기구의구분)	. 17
第 9 章共同議會 (공동의회)	. 18
第 43 条性格 (성격)	. 18
第 44 条構成 (구성)	. 18
第 45 条招集 (소집)	. 18
第 46 条會議 (회의)	. 19
第 47 条職務 (직무)	. 19
第 48 条定足数 (정족수)	20

第 49 条定足数の特則 (정족수의특별규칙) . 20

第 50 条教会員名簿 (교인명부작성) . 21

第 10 章堂会 (당회) . 21

第 51 条定義 (정의) . 21

第 52 条構成 (구성) . 22

第 53 条職務 (직무) . 22

第 54 条招集 (소집) . 22

第 11 章執行組織 (집행기구) . 23

第 55 条執行組織の区分 (집행기구의구분) . 23

第 12 章諸職会 (제직회) . 23

第 56 条機能 (제직회의기능) . 23

第 57 条構成 (제직회의구성) . 23

第 58 条招集 (제직회의소집) . 24

第 59 条職務 (제직회의직무) . 24

第 13 章人事委員会 (인사위원회) . 26

第 61 条人事委員会 (인사위원회) . 26

第 14 章その他の必要組織 (기타필요기관) . 27

第 62 条その他の組織の設立 (기타기관의설립) . 27

第 63 条自治組織 (자치기관) . 27

第 15 章 監事 (감사) . 27

第 64 条機能 (기능) . 27

第 65 条選出、任期、構成 (선출,임기및구성) . 27

第 66 条監査活動 (감사활동) . 28

第 16 章會議及び投票 (회의및투표) . 28

第 67 条會議の成立 (회의의성립) . 28

第 68 条議決定足数 (의결정족수) . 28

第 69 条投票方法 (투표방법) . 28

第 17 章財産及び財政 (재산및재정) . 29

第 70 条財産権 (재산권)	. 29
第 71 条 (재산의관리)	. 29
第 72 条財政原則 (재정원칙)	. 29
第 73 条財政帳簿の閲覧 (재정장부열람)	. 30
第 74 条予算及び決算 (예산및결산)	. 30
第 75 条予備費 (예비비)	. 30
第 76 条献金の管理 (헌금관리)	. 31
第 77 条財政支出 (재정지출)	. 31
第 78 条支出証拠 (지출증빙)	. 31
第 79 条会計年度 (회계연도)	. 32
第 18 章 勸告と懲戒 (권고와징계)	. 32
第 80 条勸懲 (권징)	. 32
付則 (부칙)	. 32

## 第 1 章総則（총칙）

### 第 1 条名称（명칭）

1. 本教会は、「ヨハン東京キリスト教会」という。
2. 本教会と宗教法人ヨハン東京キリスト教会とは、それぞれ独立した宗教団体である。
3. 本教会は、宗教法人ヨハン東京キリスト教会から独立して財産権及び人事権を行使する。

### 第 2 条事務所の所在地（위치）

本教会の事務所は、東京都新宿区北新宿 4 丁目 30 番 2 号に置く。

### 第 3 条包括宗教団体（포괄종교단체）

本教会の包括宗教団体は、「海外韓人長老会日本老会」（以下「老会」という。）とする。また、本教会は、本教会の独立性が侵害されない範囲でのみ海外韓人長老会憲法に服する。

### 第 4 条目的（목적）

本教会は、礼拝、宣教、救済、教育および聖徒の交わりを通して、分かち合いと仕えの共同体を形成し、神様の御国を成し遂げることを目的とする。

### 第 5 条範囲（범위）

1. 本教会は、第 4 条の目的に合致する活動を行うことができる。本教会は、教会の聖潔と平和と秩序とを維持し、活動を行うにあたっては、信仰的かつ合理的な方法で行い、教会の発展と牧会の有益を図らねばならない。本教会が実施する活動の種類は次のとおりである。

- (1) 伝道と宣教に関連する活動
- (2) キリスト教教育および奨学に関連する活動
- (3)
- (4) 慈善、奉仕などの社会福祉活動
- (5) 教会設立、拡張、移転活動
- (6) 広報、各種マスメディア活動
- (7) 財産の所有、保存、維持管理
- (8) 上記各号に関連するサポート活動一切
- (9) その他定款上の目的を達成するために、教会が必要と認める活動

2. 本教会は、上記の活動を実施するため必要に応じて、堂会の議決をもって独立した法人や団体を設立することができる。ただし、諸職会の承認と共同議会の議決を得なければならない。

3. 教会内に組織が必要な場合、堂会の議決で構成する事が出来る。ただし、諸職会の承認を得なければならない。

## 第 6 条公告の方法 (공고방법)

本教会の公告は、事務所の掲示板及び教会ホームページにその内容を 14 日間掲示して行う。

## 第 2 章教会政治の原理 (교회정치의원리)

### 第 7 条信仰告白 (신양고백)

本教会は、聖書を神様の御言葉として信じ、これを信仰告白の根拠とする。

### 第 8 条教会の主権 (교회의주권)

本教会の頭はイエス・キリストであり、教会の主権は、主の召しを受けた教会員にある。

### 第 9 条福音的分業 (복음적분업)

すべての教会員は、キリストの働き人であり、各自が主の召しを受けて神様の御国に参加する者である。したがって、教会員の地位は平等であり、教会員はお互いにその働きを尊重しなければならない。

## 第 3 章教会員 (교인)

### 第 10 条教会員の区分 (교인의구분)

1. 本教会の教会員は、加入教会員、幼児洗礼教会員、洗礼教会員（入教教会員）に区分する。
  - (1) 加入教会員：キリストを信じることを決心し、共同礼拝に出席している者
  - (2) 幼児洗礼教会員：幼児洗礼を受けてから入教誓約をする前の者。なお、幼児洗礼は、洗礼教会員の子供で、5 歳未満の者を対象とする。
  - (3) 洗礼教会員：満 14 歳以上の者であって、本教会で洗礼を受けた者（洗礼教会員のうち、幼児洗礼教会員であった者で、本教会で入教誓約した者を入教教会員という。）
2. 他の教会で洗礼を受けた者で、他の教会から転籍した教会員は、本教会の礼拝に出席し、かつ新来者クラスの教育を履修して本教会に登録した場合に限り、洗礼教会員とみなされる。ただし、新来者クラスの教育の履修は、新来者クラスを担当する使役者または担任牧師との面談によって、これを履修したことに代えることができる。

### 第 11 条教会員の権利 (교인의권리)

1. 教会員は本教会の主体として、定款に基づき各種の会議に参加することができる。
2. 満 18 歳以上の洗礼教会員を正会員とする。正会員は、各種会議の議決権、選挙権及び被選挙権を有する。
3. 本教会の定款に基づいて懲罰を受けた者でも、正会員の資格を失わない。ただし、次項に定める出教処分を受けた者は、教会員の地位及び権利を喪失するため、正会員の資格を当然に失う。
4. 異端に陥るか、または悪行を繰り返した者で、堂会から勧告を受けてもこれらの行為をやめない

者について、共同議会の議決により、教会への出入りを禁止し、かつ教会員の資格を喪失させることができる。（以下「出教処分」という。）。

5. 教会員の義務を履行(りこう)しない者について、堂会の議決により、1年を超えない期間を定めて教会員の権利を停止または喪失させることができる。

#### 第12条教会員の義務（교인의의무）

1. 教会員は共同礼拝への出席、献金、奉仕、交わり、救済、教育及び宣教に励み、教会の定めに従う義務を負う。

2. 教会員が移住、またはその他の事情により本教会を離れる時には、6ヶ月以内に堂会に知らせると共に移籍申請をしなければならない。

3. 堂会は、移籍申請を受付した後、妥当だと認める場合は、移籍証明書を発行する。ただし、堂会は、当事者が異端とされた教会に移そうとする場合、正当な理由もなく移籍申請をする場合、訴訟係留中の場合などには、移籍申請を発行しないこともある。

4. 処罰下にある教会員の移籍証明書には、処罰内容を明記しなければならない。

5. 教会員は学業、兵役、職業、病気などの理由で本教会を6ヶ月以上離れる場合には、堂会に申告しなければならない。復帰時には第10条2項の手続きに従わなければならない。

#### 第13条教会員の資格喪失（교인의자격상실）

教会員は、次の事由によって教会員の資格を喪失する。

1. 教会員本人が移籍を要求する場合
2. 共同議会で出教の決議を受けた場合
3. 特別な事由なしに1年以上教会に出席していない場合

#### 第4章教会役員（교회의직분자）

##### 第14条区分（구분）

教会役員は恒常職と臨時職に区分する。

##### 第15条恒常職（항존직）

恒常職には牧師、長老、按手執事、勸師がある（使徒言行録20：17、28、テモテへの手紙一3：1～13）。恒常職の定年は70歳になる年の年末までとする。ただし、恒常職の役員は、定年の70歳になる前に引退を表明すれば堂会の許可を得て引退することができる。

##### 第16条臨時職（임시직）

臨時職には副牧師、伝道師、宣教幹事、署理執事がある。任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、再任期間は70歳になる年の年末までとする。

## 第 5 章 牧師 (목사)

### 第 1 節 牧師 (목사)

#### 第 17 条 定義 (정의)

牧師は、次のとおり定義する。

1. 牧師は、キリストの羊である教会員を賢く、巧みに導く牧者である (エレミヤ書 3:15)。
2. 牧師は、教会員の模範になり、牧会する長老である (ペトロの手紙一 5:1-3)。
3. 牧師は、キリストの僕であり、使者である (コリントの信徒への手紙二 5:20)。
4. 牧師は、キリストの御言葉で教会員を教える教師である (テトスへの手紙 1:9)。
5. 牧師は、キリストの福音を伝える伝道者である (テモテへの手紙二 4:5)。
6. 牧師は、キリストの教えを守り、神の計画をゆだねられた管理人である (ルカによる福音書 12:42、コリントの信徒への手紙一 4:1-2)。

#### 第 18 条 牧師の称号 (목사의 칭호)

牧師の称号は次のとおりである。

1. 担任牧師は、本教会を代表し、教会の職務と使役を担当する牧師である。
2. 副牧師は、担任牧師を補佐して行政、教育、賛美使役、相談などの働きの中、一つ以上の職務を担う臨時牧師である。

### 第 2 節 担任牧師 (담임 목사)

#### 第 19 条 担任牧師の職務 (담임 목사의 직무)

担任牧師は主なる神様の御言葉を宣言し教え、聖礼典を執り行って教会員を祝福する。また長老と協力し、教会の行政と定めを遂行する。

#### 第 20 条 担任牧師の招聘 (담임 목사의 청빙)

1. 担任牧師は堂会の推薦と共同議会の議決で招聘する。
2. 堂会は、招聘牧師候補の推薦のために招聘委員会を設置することができる。招聘委員会の委員は、副牧師、長老、按手執事、勸師、署理執事の中から諸職会の議決によって選ばれる。
3. 招聘委員会で定めた評価基準表に基づいて、招聘委員会は候補者を複数選定し、堂会に推薦しなければならない。堂会は招聘委員会の推薦を承認する。
4. 招聘牧師の資格、処遇など招聘条件は、招聘委員会で定める。
5. 堂会は、招聘書、堂会議事録の写し、諸職会議事録の写し、副牧師の履歴書を老会に提出しなければならない。

#### 第 21 条 担任牧師の任期 (담임 목사의 임기)

1. 担任牧師の任期は、本教会の牧会開始日から 6 年とし、再信任により重任することができる。

2. 再信任は、堂会の発議にもとづいて、任期満了前 1 カ月以内に開催される共同議会で決定する。
3. 再信任が否決された担任牧師には任期満了日から 6 ヶ月間、既存の基本給を支給する。
4. 重任が決定された担任牧師は、1 年未満の有給休暇を持つことができる。ただし、その期間は堂会で決定する。

#### 第 22 条担任牧師の辞任 (담임목사의사임)

担任牧師がやむを得ない理由により堂会に辞任の意を申し出た場合、堂会はその理由を十分に調べ、やむを得ない理由があると認めるときは辞職を認める。

#### 第 23 条担任牧師の解任 (담임목사의해임)

正会員の過半数が書面によって担任牧師の解任を請願する場合、担任牧師が任職誓約を侵した場合、担任牧師に大きな過ちがある場合またはその他の事情で職務が遂行できない場合、堂会は、これを審査し、牧師に辞任を勧告する。担任牧師が堂会の辞任勧告を拒否する場合、堂会は共同議会を招集し、共同議会の議決をもって担任牧師を解任する。

#### 第 24 条担任牧師の休職 (담임목사의휴무)

1. 職務遂行中の担任牧師は、次の事項に該当する理由により 3 カ月以上休職を求める場合、堂会の許可を得て、休職することができる。
  - (1) 海外留学
  - (2) 研究機関あるいは教育機関における研修
  - (3) 身体あるいは精神上的の休養と安息が必要とされるとき
  - (4) その他前号に相当する理由があるとき
2. 休職期間は 1 年を超えないものとする。ただし、定められた休職期間を超えて休職をする必要が認められる場合、堂会は、さらに 1 年を超えない範囲で休職期間の延長を認めることができる。

#### 第 3 節 副牧師 (부목사)

##### 第 25 条副牧師の招聘、重任、解任 (부목사의청빙, 연임, 해임)

副牧師の招聘、重任、解任は、堂会の決議および在籍会員の過半数が出席した諸職会で出席者の過半数の賛成で決定する。副牧師招聘の場合、堂会は、招聘書、堂会議事録の写し、諸職会議事録の写し、副牧師の履歴書を老会に提出しなければならない。

#### 第 6 章長老、按手執事、勸師 (장로, 안수집사, 권사)

##### 第 26 条長老の職務 (장로의직무)

長老は教会員の中から選ばれ、治理会員となり担任牧師と協力して行政と勧告と懲戒の職務を担当する。また、長老は、教会の霊的な状況を見守り、教会員が教理を誤解したり道徳的に過ちを犯さないように教え、訓戒に従わない教会員がいる場合、これを堂会に報告する。

#### 第 27 条長老の資格 (장로의자격)

長老は、高い見識と指導力を持っており、教会と地域社会から信頼を受けており、健全な信仰を持っている洗礼教会員（入教教会員）で、7 年以上の署理執事の経歴を持ち、40 歳以上の教会員の中から選ばなければならない。

#### 第 28 条長老の執務期間 (장로의시무연한)

1. 長老の執務期間は、定年の 70 歳までを限度とし、休職期間 1 年を含めて 13 年とする。
2. 長老は、執務開始日から 6 年を経過した日から 1 年間休職しなければならない。
3. 長老は、執務開始日から 6 年を経過した時点で、共同議会で再信任を受けなければならない。再信任を受けた長老は、休職期間が終了した日の翌日から 6 年間執務を行う。再信任を否決された長老は執務を解かれる。

#### 第 29 条按手執事の職務 (안수집사의직무)

按手執事は教会員の中から選ばれ、諸職会の会員になって教会の運営と救済、奉仕および宣教に関わる職務を担当する。

#### 第 30 条按手執事の資格 (안수집사의자격)

按手執事は教会員から信頼を受けており、健全な信仰を持つ、知恵と分別力のある洗礼教会員（入教教会員）で、署理執事経歴 5 年以上で、35 歳以上として、テモテへの手紙一 3 章 8 ～ 10 節の御言葉に適う者でなければならない。

#### 第 31 条按手執事の執務期間 (안수집사의시무연한)

1. 按手執事の執務期間は、定年の 70 歳までを限度とし、休職期間 1 年を含めて 13 年とする。
2. 按手執事は、執務開始日から 6 年を経過した日から 1 年間休職しなければならない。
3. 按手執事は、執務開始日から 6 年を経過した時点で、共同議会で再信任を受けなければならない。再信任を受けた按手執事は、休職期間が終了した日の翌日から 6 年間執務を行う。再信任を否決された按手執事は執務を解かれる。

#### 第 32 条勸師の職務 (권사의직무)

勸師は教会員の中から選ばれ、諸職会の会員になって教職者と共に、経済に苦しんでいる者と悲しんでいる者を慰めて教会の徳を建てるために努める。

#### 第 33 条勸師の資格 (권사의자격)

勸師は洗礼教会員（入教教会員）で、署理執事経歴 5 年以上で、40 歳以上の女性教会員として行いが福音に適っており、教会員の模範になる者でなければならない。

第 34 条 勸師の執務期間 (권사의시무연한)

1. 勸師の執務期間は、定年の 70 歳までを限度とし、休職期間 1 年を含めて 13 年とする。
2. 勸師は、執務開始日から 6 年を経過した日から 1 年間休職しなければならない。
3. 勸師は、執務開始日から 6 年を経過した時点で、共同議会で再信任を受けなければならない。再信任を受けた勸師は、休職期間が終了した日の翌日から 6 年間執務を行う。再信任を否決された勸師は執務を解かれる。

第 35 条 長老、按手執事、勸師の選任と任職 (장로, 안수집사, 권사의선거 및 임직)

1. 長老、按手執事、勸師は、堂会の推薦を受け、共同議会の議決により選出する。
2. 長老、按手執事、勸師の任職は本人の承諾後に堂会が任職する。
3. 長老は、選挙後の 5 カ月またはそれ以上の期間、担任牧師の指導の下、教養訓練を受けて老会の試験に合格しなければならない。按手執事、勸師は選挙後 3 カ月以上の期間、担任牧師の指導の下、教養訓練を受けなければならない。総会憲法を遵守することを誓約しなければならない。

第 36 条 長老、按手執事、勸師の辞任・辞職 (장로, 안수집사, 권사의사임과 사직)

1. 辞任：長老、按手執事、勸師は、職務遂行継続が困難な場合、辞任届を堂会に提出して、堂会の許可を受けて辞任することができる。
2. 勸告辞任・解任：長老、按手執事、勸師が法律を違反する行為はしていなくても職務遂行継続が教会に徳をもたらさないと判断された場合または異端に陥ったり悪行(あくぎょう)はしていなくても教会を惑わして職務遂行継続が困難と判断された場合、堂会の会員 3 分の 2 以上の賛成で決議し、共同議会でその者を勸告辞任または解任させることができる。
3. 辞職：長老、按手執事、勸師がやむを得ない理由で辞職する場合は、堂会に辞職届を提出しなければならない。堂会は審査して辞職させることができる。

第 37 条 長老、按手執事、勸師の辞任・辞職届処理 (장로, 안수집사, 권사의사임·사직서처리)

長老、按手執事、勸師が辞任・辞職届を提出した場合、堂会は、提出があった日から 3 か月以内に可否をその者に知らせる。

第 38 条 長老、按手執事、勸師の休職及び復職 (장로, 안수집사, 권사의휴무 및 복직)

1. 長老、按手執事、勸師が特別な事情により休職を願う場合、堂会は、休職を認める正当な理由があると認めるときは期限を定めて休職を許すことができる。
2. 辞任（勸告辞任を受けて辞任した場合を除く。）した長老、按手執事、勸師が復職を願う場合、共同議会の議決により復職することができる。
3. 勸告辞任を受けて辞任した長老、按手執事、勸師が復職を願う場合、その勸告辞任の理由が解消されなければならない。その上堂会員の 3 分の 2 以上の賛成で決議し、共同議会の議決により復職することができる。任職時と同様の誓約しなければならない。

4. 辞職した長老、按手執事、勸師が復職を願う場合、堂会員の3分の2以上の賛成で決議し、共同議会の議決により復職することができる。任職時と同様の誓約しなければならない。

#### 第7章 伝道師、宣教幹事、署理執事、事務職員 (전도사, 선교간사, 서리집사, 사무직원)

##### 第39条 伝道師、宣教幹事の任命 (전도사, 선교간사의 임명)

1. 伝道師、宣教幹事は、堂会長の推薦により堂会が選任する。再任は、堂会の議決による。
2. 任命する伝道師、宣教幹事の数と処遇条件などは堂会で定める。

##### 第40条 署理執事の職務、任命および辞任 (서리집사의 직무 및 임명)

1. 署理執事は、教会運営、救済、奉仕及び宣教のために活動する。
2. 署理執事は30歳以上の洗礼教会員(入教教会員)で、担任牧師、または人事委員会の3分の2以上の賛成をもって推薦された者の中から、毎年堂会が任命する。
3. 署理執事は本人が辞任届を提出した場合、辞任することができる。
4. 署理執事は、堂会の議決により解任することができる。

##### 第41条 職員 (직원)

1. 本教会の運営は、すべてのことを教会員たちの奉仕によって実行することを原則とする。ただし、必要な場合には、次の職員を採用して有給制で運用することができる。
  - (1) 事務職員：経理、事務を担当する職員で、職務内容及び待遇等は堂会で定める。
  - (2) 臨時職員：必要に応じて一時的に採用する職員で、職務内容及び待遇等は堂会で定める。
2. 原則として職員は教会員でなければならない。
3. 職員は、人事委員会の推薦で堂会の過半数の賛成によって採用し、堂会の管理下で職務を遂行する。

#### 第8章 議決機関 (의결기구)

##### 第42条 議決機関の区分 (의결기구의 구분)

本教会の議決機関は、共同議会、堂会に区分する。

#### 第9章 共同議会 (공동의회)

##### 第43条 性格 (성격)

本教会は、最高議決機関として共同議会を置き、教会運営に関する重要事項の決定および承認に関する事項を議決する。

##### 第44条 構成 (구성)

本教会の共同議会は、次のように構成する。

1. 共同議会は正会員によって構成される。但し、正会員でない教会員も傍聴することはできる。

2. 共同議会の議長は、担任牧師が務める。共同議会の書記は堂会の書記が兼務する。
3. 共同議会の議長が病気やその他の事情により職務をすることができない場合には、堂会の議決で堂会の中から臨時議長を定めることができる。

#### 第 45 条招集（소집）

1. 本教会の共同議会は、次の場合に、堂会の議決で堂会長が招集する。
  - (1) 堂会の過半数以上が必要と認定し招集を決議したとき
  - (2) 諸職会の正会員のうち、3 分の 2 以上の請願があるとき
  - (3) 正会員の 5 分の 1 以上が招集を要求したとき
2. 堂会は、共同議会を開催する日付、場所と議案を 1 週間前に教会の掲示板、週報、あるいはホームページを通じて公示する。ただし、特に緊急を要するときは、1 週間以内であっても、電子メール、SNS などで通知することにより、招集することができる。緊急を要するときの判断は、堂会の決定による。

#### 第 46 条会議（회의）

1. 本教会の共同議会の会議は、次のとおりである。
  - (1) 定例会議：定例会議は 3 月に行う。定例会議では、堂会、諸職会、各委員会、各部署が活動報告をし、当年度の教会の決算の見込みを報告するとともに、次年度の予算案を承認し、その他定款によって適法な手続きを経て公告された案件のみを扱う。
  - (2) 臨時会議：共同議会の決議を必要とする案件がある場合、堂会が提出された案件のみを処理する。
2. 特別な理由により上記定例会議を招集できない場合、予算は前年度予算に準ずる。

#### 第 47 条職務（직무）

1. 本教会の共同議会が処理する案件の議決事項は次のとおりである。
  - (1) 当年度決算案と次年度予算案の確定
  - (2) 監査報告書の承認
  - (3) 教会定款の制定および改正
  - (4) 担任牧師の招聘、再信任、辞任、解任に関する投票
  - (5) 堂会が共同議会の議決事項として提示した案件
  - (6) 長老、按手執事、勸師の選出、再信任、復職に関する投票
  - (7) 監事の選出
  - (8) 本教会の堂会で定められた重要な不動産の処分に関する事項および投票
  - (9) 教会員の出教処分

#### 第 48 条定足数 (정족수)

本教会の共同議会は、定款に別段の定めがない限り、定められた時間に出席する正会員で開会し、出席者の過半数の賛成で議決する。出席していない正会員は、議決に異議を申し立てないものとする。委任は認められない。

#### 第 49 条定足数の特則 (정족수의특별규칙)

1. 次の議案を議決する場合、共同議会は、正会員の過半数の出席で開会し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成で議決する。

- (1) 担任牧師の招聘、再信任、解任
- (2) 長老の選挙
- (3) 定款改正
- (4) 決算及び予算の承認

2. 次の議案を議決する場合、共同議会は、正会員の過半数の出席で開会し、出席者の過半数の賛成で議決する。

- (1) 長老の再信任、復職
- (2) 按手執事及び勸師の選挙、再信任及び復職
- (3) 長老、按手執事及び勸師の勧告辞任及び解任
- (4) 第 71 条 2 項の基準金額の承認
- (5) 第 71 条 3 項の議案

#### 第 50 条教会員名簿 (교인명부작성)

1. 本教会の堂会は、共同議会の定例会議の開催のための正会員名簿を開催日の 4 週間前を基準として作成し、開催前に供覧しなければならない。ただし、臨時会議では直前の定例会議で作成した名簿を準用する。

2. 正会員名簿の閲覧請求があったとき、堂会は、閲覧請求者に関して登録された情報のみ閲覧に供する。

3. 何人も、自分が正会員名簿に登録されているかどうかを確認する目的以外の目的で正会員名簿を閲覧することはできない。

#### 第 10 章堂会 (당회)

##### 第 51 条定義 (정의)

堂会は教会運営に関わる事項全般について議論する合議体の議決組織である。

본교회당회는 교회 운영에 관한 전반적인 사항을 논의하는 합의체의 결기구이다.

## 第 52 条構成（구성）

1. 堂会は担任牧師および長老 2 人以上を以って組織する。
2. 堂会長は担任牧師が務める。書記は堂会の議決を以って決める。

## 第 53 条職務（직무）

堂会が取り扱う案件と議決事項は次のとおりである。

- (1) 堂会は、教会員の信仰と行為を洞察し、洗礼、入教する者を問答し、洗礼式と聖餐式を管掌する。
- (2) 堂会は、教会員の移動証明書（洗礼、入教、幼児洗礼）を交付・受付する。移動証明書を受け付けた際には、直ちに発送した堂会に受付通知をしなければならない。
- (3) 堂会は、礼拝を主管し、所属機関と団体を監督して霊的な成長を図る。
- (4) 堂会は、長老、按手執事、勸師を任職する。
- (5) 堂会は、様々な献金を収集する方法を協議して実施させる。
- (6) 堂会は、老会に派遣する長老を選定し、教会の状況を報告し、請願件を提出する。
- (7) 堂会は、罪を犯した者を召喚質問し、証人の証言を聴取して証拠が明らかである時は、勧告と懲戒する。
- (8) 堂会は、教会の土地、家屋などの不動産を管理する。

## 第 54 条招集（소집）

堂会は毎月定まった日時に開催される。次の場合は臨時会を開催する。

1. 堂会会長、あるいは堂会委員の過半数が招集を要請する場合。
2. 監事から招集要請がある場合。

## 第 11 章執行組織（집행기구）

### 第 55 条執行組織の区分（집행기구의구분）

本教会の執行組織は諸職会、人事委員会、及びその他必要組織に区分する。

## 第 12 章諸職会（제작회）

### 第 56 条機能（제작회의기능）

本教会の財政を執行する組織として諸職会を置く。

## 第 57 条構成（제작회의구성）

1. 本教会の諸職会は、担任牧師、副牧師、伝道師、宣教幹事、長老、按手執事、勸師、署理執事によって構成される。ただし、堂会の議決を以って長老、按手執事、勸師、署理執事ではない正会員に会員権を与えることができ、その正会員は議案や案件を制限することができる。
2. 諸職会の議長は担任牧師が務め、書記と会計を選任する。

3. 諸職会は円滑な実務執行のため、その下に委員会を設けることができる。また必要に応じて傘下の部署と機関を置くことができる。

#### 第 58 条招集 (제직 회의 소집)

1. 諸職会の議長は毎月 1 回定期諸職会を招集する。
2. 堂会長または堂会の決議を以って臨時諸職会を招集することができる。
3. 構成員の過半数の要請がある時招集することができる。

#### 第 59 条職務 (제직 회의 직무)

本教会諸職会の職務は次のとおりである。

1. 共同議会にて議決された予算の執行を管理する。
2. 宣教及び救済、その他財政に関する実務を取り扱う。
3. 副牧師の招聘、再任、解任に関する事項を議決する。
4. 担任牧師の招聘委員を選出する。
5. その他堂会が委任する財政に係る特別案件を協議する。

#### 第 13 章 人事委員会 (인사위원회)

##### 第 61 条 人事委員会 (인사위원회)

1. 堂会は、必要に応じて、教会内に人事委員会を組織し、次の事項を委任することができる。
  - (1) 共同議会へ上程する長老、按手執事、勸師及び監事候補者の選定、勸告及び懲戒
  - (2) 署理執事及び各部署長の候補者の選定、勸告及び懲戒
2. 前項 1 号に定める候補者の選定を目的に組織された人事委員会は、長老、按手執事、勸師、監事の候補者名簿を審議し確定して、共同議会に上程する。上程を受けた共同議会が閉会した後、人事委員会は解散する。
3. 人事委員会は、副牧師、伝道師、宣教幹事から選出された教職者会代表、長老会代表、按手執事・勸師・署理執事から選出された執事会代表によって構成し、各代表の人数は堂会の議決によって定める。ただし、各代表は、教職者会、長老会、執事会が独自で選出する。
4. 人事委員会の委員長は人事委員会から委員多数決によって選出し、書記は委員長が委員の中から選任する。

#### 第 14 章 その他の必要組織 (기타 필요 기관)

##### 第 62 条 その他の組織の設立 (기타 기관의 설립)

1. 堂会は教会の行政業務を円滑に遂行するため必要に応じて新たに組織を設けることができる。
2. 前項に基づいて設けられた組織は、定款、活動計画等を堂会に提出し、その承認を受けなければならぬ。当該組織は、自律的に活動し、活動成果と財政等について年 1 回以上監査を受けることを原則とする。

#### 第 63 条自治組織 (자치기관)

本教会は、教職者会、長老会、勸師会、執事会などの職能別自治組織を設けることができる。また、年齢別自治組織と奉仕、宣教、教育活動などを目的とする任意組織を、堂会の議決により設けることができる。

#### 第 15 章 監事 (감사)

##### 第 64 条機能 (기능)

本教会の運営を監査するために監事を置く。

##### 第 65 条選出、任期、構成 (선출, 임기 및 구성)

1. 監事は堂会の推薦を以って共同議会にて選出する。
2. 監事の任期は 1 年とし、1 回に限り再任することができる。
3. 監事は監査業務実行を円滑かつ迅速に行うために必要人数の監査委員を堂会に推薦することができる。監査委員の任命は堂会の議決を以って行われる。

##### 第 66 条監査活動 (감사 활동)

1. 監事は、本教会の運営および計算書類を監査し、共同議会に年 1 回結果報告を行う。ただし、必要時は臨時に監査を行うことができる。
2. 監査を開始する場合、監事は監査日程を定めて予め堂会長に通知する。
3. 監事は堂会の発言権を有する。

#### 第 16 章会議及び投票 (회의 및 투표)

##### 第 67 条 (2016 年 3 月 27 日共同議会決議により削除)

(2016 年 3 月 27 日 공동의회 결의로 삭제)

##### 第 68 条議決定足数 (의결정족수)

本教会の会議は、本定款が特に規定した場合及び各会議体が規則を定めた場合を除き、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って議決することができる。

##### 第 69 条投票方法 (투표 방법)

投票方法は原則として無記名、秘密投票とする。ただし、任職者の選出や再信任の投票以外は挙手による投票ができる。

#### 第 17 章財産及び財政 (재산 및 재정)

## 第 70 条財産権（재산권）

本教会の財産とは、教会員の十分の一献金など各種献金やその他の収入によって形成された動産及び不動産を言う。

## 第 71 条財産の管理（재산의 관리）

1. 教会の財産は教会員全員の総有であるため個人がいかなる場合もその所有を主張することはできない。教会員の資格を喪失した場合は、教会の財産に対する総有も放棄したものとみなす。
2. 教会財産の取得、売渡、贈与、交換、用途変更などに関わる諸事項は堂会の議決に従う。ただし、上記行為の対象となる財産の取得金額、処分金額または評価金額が基準金額を超える場合には共同議会の議決を経なければならない。基準金額については、共同議会の定例会議に堂会が提案し、承認を得る。
3. 次の重要不動産の売渡、贈与、交換、担保提供などの処分行為については共同議会の議決を以って決定する。
  - (1) 本教会の建物
  - (2) 本教会の牧師館

## 第 72 条財政原則（재정 원칙）

本教会の財政原則は次のとおりである。

1. 財政運営は透明でなければならない。決算は内部監査を原則とする。
2. 本教会の財政運営の健全性を確保するために内部監査を年 1 回実施する。必要な場合、堂会の議決によって外部の会計組織に会計監査を委託することができる。

## 第 73 条財政帳簿の閲覧（재정 장부 열람）

本教会は、正会員であって本教会の事務所に備えられた財政帳簿を閲覧することについて正当な理由があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

## 第 74 条予算及び決算（예산 및 결산）

1. 本教会の各部署、委員会の長は、会計年度開始の 30 日前までに翌年の支出予算を編成し、財政部へ提出しなければならない。
2. 収入予算は、任意的な収入目標設定を避けるため、作成しないことができる。支出予算は、各部署や委員会が作成した支出予算を財政部が統合、調整した後、堂会の審議を経て共同議会にて確定する。
3. 決算は、財政部が作成し、堂会が審議し、その内容を監査報告書と共に共同議会の承認を得なければならない。

#### 第 75 条 予備費 (예비비)

当該年度予算を超過した場合、または予算外の事案に対する支出が生じた場合に備え、予算内に予備費を設けることができる。

#### 第 76 条 献金の管理 (헌금관리)

教会員のすべての献金内訳は財政部の計数担当が合同計数し、記録、保管する。その内訳は監査期間中に監事の要請による監事への公開以外において外部への公開は禁じられる。

#### 第 77 条 財政支出 (재정지출)

1. 共同議会にて確定された予算の支出には支出根拠が必要とされる。各部署や委員会の予算案に含まれていない財政支出は、共同議会にて議決された全予備費の範囲内で堂会の議決を以って転用し、執行する。
2. 各部署及び委員会は、予算の確保、執行、決算に対し責任を負う。
3. 財政支出に関わる要請や承認は書面によって行わなければならない。

#### 第 78 条 支出証拠 (지출증빙)

1. 本教会の財政支出には、領収証、またはこれに準じる証拠書類の添付が義務づけられる。証拠書類を添付できない場合は、出金伝票によって代替するか、支出をした部署及び委員会が別途記録し、纏める。
2. 各部署及び委員会は、支出報告書に証拠書類を添付して、財政部に提出する。

#### 第 79 条 会計年度 (회계연도)

本教会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 18 章 勧告と懲戒 (권고와징계)

#### 第 80 条 勧懲 (권징)

勧告と懲戒は、本教会の海外韓人長老会憲法に準じて、堂会が定める。

### 付則 (부칙)

#### 第 1 条

1. 堂会が組織されるまでの間、諸職会が推薦し共同議会で選出される運営委員会が堂会の職務を代行する。本定款の規定の適用にあつては、「堂会」を「運営委員会」と読み替えるものとする。  
委員の任期は、1 年以内として定時共同議会の終了する時までとする。
2. 運営委員会の委員は、定められた時間に出席する正会員で開会する共同議会で出席者の過半数の賛成をもって選出する。

## 第2条

1. 本定款は、共同議会の承認、その後の共同議会議長の公布を以って効力発生する。
2. 本定款に記載されていない細部事項は、堂会、または諸職会が細則として別途定めることができる。

## 第3条

1. 本定款の施行前に任職した副牧師、伝道師、宣教幹事、署理執事、部署長は、本定款の施行された年の翌年の3月31日まで職務を行うことができる。
2. 本定款の施行前に任職した副牧師、伝道師、宣教幹事、署理執事のうち定年を超えた者があっても、前項に規定される日まで解職されない。

## 第4条

本定款について、堂会はその施行状況を検討し、必要な範囲で改正案を作成し、共同議会に上程しなければならない。

法的解釈は日本語を優先